

兵庫県公報

令和4年11月1日 火曜日 第359号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和4年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称(市町振興課)	2
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回(医務課)	3
○ 救急病院の認定(同)	3
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧(農地整備課)	4
○ 保安林の指定の解除予定(治山課)	5
○ 令和4年兵庫県告示第1166号(保安林の指定予定)の一部改正(同)	5
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水大気課)	5
○ 公共測量を実施する旨の通知(契約管理課)	5
○ 同 上(同)	6
○ 同 上(同)	6
○ 同 上(同)	6
○ 同 上(同)	6
○ 同 上(同)	7
○ 同 上(同)	7
○ 同 上(同)	7
○ 同 上(同)	7
○ 同 上(同)	7
○ 同 上(同)	8
○ 同 上(同)	8
○ 同 上(同)	8
○ 同 上(同)	8
○ 同 上(同)	8
○ 公共測量が終了した旨の通知(同)	9
○ 同 上(同)	9
○ 同 上(同)	9
○ 同 上(同)	9
○ 同 上(同)	9
○ 同 上(同)	10
○ 同 上(同)	10
○ 同 上(同)	10
○ 公有水面埋立工事のしゅん功認可(港湾課)	10
○ 昭和41年兵庫県告示第149号(一般競争入札等に参加する者に必要な資格等)の一部改正(物品管理課)	11
○ 重要調整池に係る検査の結果(東播磨県民局)	11
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定(北播磨県民局)	12
○ 同 上(同)	12
○ 同 上(同)	12
○ 同 上(同)	12
○ 同 上(同)	13
○ 同 上(同)	13
○ 同 上(同)	13
○ 同 上(同)	13
○ 同 上(同)	14
公 告	
○ 入札公告(まちづくり部総務課)	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課)	20
○ 同 上(同)	21
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(北播磨県民局)	22
選挙管理委員会告示	
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程	22
○ 政治団体から提出された平成29年分の収支報告書の要旨	22

○ 政治団体から提出された平成30年分の収支報告書の要旨	23
○ 政治団体から提出された令和元年分の収支報告書の要旨	23
○ 政治団体から提出された令和2年分の収支報告書の要旨	24
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	31
○ 令和4年7月10日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	36
正 誤	
○ 令和4年7月19日付け兵庫県公報第329号中	54
○ 同 上 (同)	54

告 示

兵庫県告示第1258号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく令和4年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり告示する。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 令和4年度第3四半期自衛官候補生試験期日等

区分	試験期日	募集期間	試験場の位置及び名称	合格発表	採用時期
男子 女子	1 筆記試験及び適性検査 (WEB) 令和4年11月7日(月)から同月10日(木) (受験者の希望する1日)	令和4年9月27日 (火)から同年11月1日(火)	1 受験者自宅等	試験時に告知	採用予定 通知書により告知
	2 口述試験及び身体検査 令和4年11月12日(土)及び同月13日(日) (受付後、いずれか1日を指定)		2 陸上自衛隊千僧駐屯地 (伊丹市広畑1丁目1)		
1 筆記試験及び適性検査 (WEB) 令和4年11月28日(月)から同年12月1日(木) (受験者の希望する1日)	令和4年11月14日 (月)から同月24日(木)	1 受験者自宅等			
2 口述試験及び身体検査 令和4年12月3日(土)及び同月4日(日) (受付後、いずれか1日を指定)		2 陸上自衛隊千僧駐屯地 (伊丹市広畑1丁目1)又は陸上自衛隊姫路駐屯地 (姫路市峰南町1-70)を受付時に指定			

1 新型コロナウイルス感染症の影響により、採用試験を中止する場合がある。

2 問合せ先

名称	場所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4階)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3階)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1階)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2階)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2階)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2階)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町篠原町300 (リトハ加古川A棟111 (1階))	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD1階)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市旭1-3-18 (相生地方合同庁舎2階)	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原516-1 (柏原法務総合庁舎2階)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目2-15 (本岡ビル1階)	(0799) 24-2449



兵庫県告示第1259号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称 医療法人協和会 協立病院
所在地 川西市中央町16番5号
撤回年月日 令和4年8月31日
- 2 名称 特定医療法人誠仁会 協和病院
所在地 神戸市西区押部谷町栄191-1
撤回年月日 令和4年8月31日



兵庫県告示第1260号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1の医療機関及び申出（有効期限の更新）のあった2から11までの医療機関を救急病院と認定した。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称 協和病院
所在地 神戸市西区押部谷町栄191-1
認定年月日 令和4年9月1日
認定の有効期限 令和7年8月31日

- | | | |
|----|---------|--------------------|
| 2 | 名 称 | 高橋病院 |
| | 所在地 | 神戸市須磨区大池町5丁目18番1号 |
| | 認定年月日 | 令和4年10月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和7年9月30日 |
| 3 | 名 称 | まつぎクリニック |
| | 所在地 | 神戸市垂水区塩屋北町2-24-8 |
| | 認定年月日 | 令和4年11月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和7年10月31日 |
| 4 | 名 称 | 医療法人芙蓉会 姫路愛和病院 |
| | 所在地 | 姫路市飯田3丁目219番地の1 |
| | 認定年月日 | 令和4年9月20日 |
| | 認定の有効期限 | 令和7年9月19日 |
| 5 | 名 称 | 医療法人松藤会 入江病院 |
| | 所在地 | 姫路市飾磨区英賀春日町2-25 |
| | 認定年月日 | 令和4年10月10日 |
| | 認定の有効期限 | 令和7年10月9日 |
| 6 | 名 称 | 神野病院 |
| | 所在地 | 姫路市飾磨区下野田2丁目533番地3 |
| | 認定年月日 | 令和4年10月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和7年9月30日 |
| 7 | 名 称 | 姫路赤十字病院 |
| | 所在地 | 姫路市下手野1丁目12番1号 |
| | 認定年月日 | 令和4年11月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和7年10月31日 |
| 8 | 名 称 | 医療法人社団医仁会 ふくやま病院 |
| | 所在地 | 明石市硯町2丁目5-55 |
| | 認定年月日 | 令和4年11月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和7年10月31日 |
| 9 | 名 称 | 医療法人明仁会 明舞中央病院 |
| | 所在地 | 明石市松が丘4丁目1番32号 |
| | 認定年月日 | 令和4年10月20日 |
| | 認定の有効期限 | 令和7年10月19日 |
| 10 | 名 称 | 医療法人尚和会 宝塚第一病院 |
| | 所在地 | 宝塚市向月町19番5号 |
| | 認定年月日 | 令和4年10月4日 |
| | 認定の有効期限 | 令和7年10月3日 |
| 11 | 名 称 | 宝塚市立病院 |
| | 所在地 | 宝塚市小浜4丁目5番1号 |
| | 認定年月日 | 令和4年11月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和7年10月31日 |

**兵庫県告示第1261号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和4年10月19日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地中間管理機構関連農地整備事業	八幡北地区	令和4年11月1日から 同 月21日まで	南あわじ市役所

兵庫県告示第1262号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
多可郡多可町中区牧野字入角山817—84
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

兵庫県告示第1264号

令和4年兵庫県告示第1166号（保安林の指定予定）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

保安林予定森林の所在場所中「美方郡香美町小代区佐坊字青野638の1」を「美方郡香美町小代区佐坊字青野638の1（次の図に示す部分に限る。）」に改める。

（以下略）

兵庫県告示第1264号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定を解除する区域
令和4年4月15日兵庫県告示第508号により指定した区域（伊丹市稲野町二丁目2番2の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
水銀及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

兵庫県告示第1265号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、農林水産省近畿農政局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年6月15日から同年8月30日まで

3 作業地域

加東市上三草地内



兵庫県告示第1266号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（現地測量及び路線測量）

2 作業期間

令和4年6月20日から同年7月15日まで

3 作業地域

西宮市甲子園浜二丁目地内



兵庫県告示第1267号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年8月8日から令和5年3月17日まで

3 作業地域

太子町福地、岩見構及び吉福地内



兵庫県告示第1268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）

2 作業期間

令和4年8月16日から同月31日まで

3 作業地域

養父市大屋町明延地内



兵庫県告示第1269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和4年7月6日から同年12月23日まで

3 作業地域

新温泉町用土地内



兵庫県告示第1270号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（デジタルマッピング（地図情報レベル2500））

2 作業期間

令和4年7月22日から令和5年1月31日まで

3 作業地域

洲本市及び南あわじ市の全域並びに淡路市の一部



兵庫県告示第1271号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年7月25日から同年9月30日まで

3 作業地域

尼崎市南塚口町一丁目地内



兵庫県告示第1272号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（地籍調査（街区境界調査）による現況測量、復元測量、街区細部図根測量及び先行筆界点測量）

2 作業期間

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

西宮市小曾根町一丁目、二丁目及び三丁目地内



兵庫県告示第1273号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和4年9月12日から同年11月30日まで

3 作業地域

西宮市殿山町地内



兵庫県告示第1274号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、路線測量及び現地測量）

2 作業期間

令和4年8月1日から令和5年3月28日まで

3 作業地域

豊岡市日高町の一部



兵庫県告示第1275号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高砂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

2 作業期間

令和4年5月20日から令和5年3月29日まで

3 作業地域

高砂市全域



兵庫県告示第1276号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（デジタル撮影及び写真地図作成）

2 作業期間

令和4年7月14日から同年10月31日まで

3 作業地域

三田市全域



兵庫県告示第1277号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、市川町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（道路平面図データ作成）

- 2 作業期間
令和4年7月7日から令和5年3月17日まで
- 3 作業地域
市川町の一部



兵庫県告示第1278号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年1月20日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域
朝来市生野町円山地内



兵庫県告示第1279号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年4月22日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
朝来市生野町円山地内



兵庫県告示第1280号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年6月23日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
朝来市和田山町弥生が丘地内



兵庫県告示第1281号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和3年11月15日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

丹波篠山市今田町本荘及び今田新田地内



兵庫県告示第1282号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和3年7月1日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

洲本市千草地内ほか



兵庫県告示第1283号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和4年2月7日から同年6月14日まで

3 作業地域

西宮市熊野町地内



兵庫県告示第1284号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宝塚市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

令和4年2月24日から同年3月31日まで

3 作業地域

宝塚市全域



兵庫県告示第1285号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和4年11月1日

尼崎西宮芦屋港港湾管理者
兵庫県

代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 しゅん功認可年月日
令和4年10月19日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 齋藤元彦
- 3 埋立区域の位置及び面積
尼崎市東海岸町11番、19番の1、26番、23番の1及び17番に接する県有護岸敷地先公有水面
安定型区画第2-3-2(1)工区 33,142.38平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
昭和62年10月16日
兵庫県指令港第18号の14
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
尼崎市



兵庫県告示第1286号

昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。
令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

第5 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約以外の役務の調達契約（以下「物品関係役務の調達契約」という。）の競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる事項の審査結果等を基準に、審査を行った資格を要件として、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約の契約予定金額に応じ、A、B及びCの3等級にそれぞれ区分し、格付けされる資格を有する者とする。

- (1) 製造又は販売等の実績
- (2) 従業員の数
- (3) 資本の額
- (4) 設備等の状況
- (5) 営業年数
- (6) 直前決算における貸借対照表及び損益計算書
- (7) 障害者の雇用状況
- (8) 公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されたJISQ9001:2015（ISO9001:2015）及びJISQ14001:2015（ISO14001:2015）の状況
- (9) 県税（個人県民税を除く。）及び消費税・地方消費税の納税状況
- (10) 県の入札参加資格制限状況
- (11) 県の指名停止措置状況

附 則

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。



兵庫県告示第1287号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和4年11月1日

東播磨県民局長 小川佳宏

- 1 重要調整池の所在地
加古川市野口町水足字寸倍石1番7外83筆

2 重要調整池の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
加古川市	加古川市加古川町北在家2000番地	岡田 康 裕



兵庫県告示第1288号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月1日

北播磨県民局長 橋本 正 人

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市上三草二ノ谷700
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
上三草地区	加東市上三草65—1

- 3 指定する理由
加東市上三草地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1289号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月1日

北播磨県民局長 橋本 正 人

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市上三草音ヶ谷540—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
上三草地区	加東市上三草65—1

- 3 指定する理由
加東市上三草地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1290号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月1日

北播磨県民局長 橋本 正 人

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市下久米西配原943
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
下久米地区	加東市下久米1227—601

3 指定する理由

加東市下久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1291号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月1日

北播磨県民局長 橋本正人

1 指定する貯水施設の所在地

加東市下久米田中633

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
下久米地区	加東市下久米1227—601

3 指定する理由

加東市下久米地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1292号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月1日

北播磨県民局長 橋本正人

1 指定する貯水施設の所在地

加東市東古瀬中カチ860

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
東古瀬地区	加東市東古瀬555

3 指定する理由

加東市東古瀬地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1293号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月1日

北播磨県民局長 橋本正人

1 指定する貯水施設の所在地

加東市平木小南36

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
流尾池水利権者	加東市平木488

3 指定する理由

加東市平木地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第1294号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月1日

北播磨県民局長 橋本正人

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市平木御嶽山1304—36
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
丹波坂池郷	加東市平木885

- 3 指定する理由
加東市平木地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年11月1日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名
兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外建築その他工事（以下「本件工事」という。）
 - (2) 工事場所
西宮市田近野町1番21
 - (3) 工事概要

ア 本館棟建築工事	鉄筋コンクリート造5階建、塔屋1階	延べ面積 12,565.36平方メートル
イ 屋外倉庫建築工事	鉄骨造平屋建	延べ面積 26.23平方メートル
ウ 屋外付帯工事	舗装工事、雨水排水工事他一式	
エ 校舎棟（A棟）外13棟解体撤去工事		
 - (4) 工期
令和7年3月31日限り
 - (5) 電子入札の実施
本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。
なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。
 - (6) 技術提案の受付
本件工事は、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。
- 2 応募方法
特別共同企業体による。
- 3 入札参加資格
本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。
なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。
 - (1) 特別共同企業体の構成員の資格要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が建築一式工事であること。
エ 建設業法の規定による総合評定値通知書(以下「総合評定値通知書」という。)の有効期間が本契約締結予定日(令和5年3月中旬・議決日以降)までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日まで失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成19年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の建築物の新築、改築又は増築工事で、工事部分について、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であつて、延べ面積の合計が10,000平方メートル以上、かつ地階を除く階数が4以上のものを、その他の構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の建築物の新築、改築又は増築工事で、工事部分について、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であつて、延べ面積の合計が5,000平方メートル以上、かつ地階を除く階数が2以上のものを、それぞれ元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成した施工実績(工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの)を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。)がなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社梓設計

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者(関係する会社)同士は、本件工事の入札参加申込を行う同一又は他の特別共同企業体の構成員となることできない。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値(P)の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあつては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと(以下「倒産等」という。)により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和4年12月12日(月)までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、申込期限日に他の工事に従事している場合は、誓約書の提出により本契約締結の前日まで専任性の確認を猶予することとし、他の工事の終了後改めて確認する。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係)がある者であつて、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(イ) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。

- (i) 平成19年度以降に、1棟又は同時施工で2棟以上の建築物の新築、改築又は増築工事で、工事部分について、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であって、延べ面積の合計が10,000平方メートル以上、かつ地階を除く階数が4以上のものの施工経験を有すること。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。
また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。
なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。
- ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。
なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。
- (4) 現場代理人の要件
- ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。
また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。
なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。
- イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。
なお、申込期限日に他の工事に従事している場合は、本契約締結の前日までに他工事の終了を確認する。
- 4 契約条項等を示す期間及び場所
建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
令和4年11月1日(火)から同年12月15日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所、問合せ先)
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県まちづくり部総務課
電話(078)341-7711 内線4340、4338
- 5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付
- (1) 交付期間
- ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料
令和4年11月1日(火)から同月14日(月)まで
- イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。)
令和4年11月1日(火)から同年12月15日(木)まで
- (2) 交付方法
兵庫県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。
なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>) (以下「入札情報サービス」という。)→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。
- 6 入札参加の手続
本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
令和4年11月1日(火)から同月14日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)
- (2) 提出方法
- ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。
なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル(以下「電子計算機ファイル」という。)に記録されなければならない。
また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこ

と。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和4年12月16日（金）及び同月19日（月）午前9時から午後5時まで（令和4年12月19日（月）は正午まで）

(2) 開札日時

令和4年12月20日（火）午前10時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）については、入札説明書10(3)イの方法により電子入札システム若しくは持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 所定の方法で所定の日時まで、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちロに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 別紙、入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の

内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(8) 契約の締結

ア 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

イ 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

ウ 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日の前日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が2者となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮契約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

(9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|--------------|----------|
| ア | 年割支払 | 有 |
| イ | 前金払 | 有 |
| ウ | 中間前金払 | 有 |
| エ | 部分払 | 有 |
| オ | 中間前金払と部分払の選択 | 該当工事の別 有 |

8 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(イ) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(ロ) 発注者の指定する期間内に社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(イ) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が確認書類を発注者に提出した場合

- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。
- ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置
- ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。
- イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。
- また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。
- ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和4年12月20日（火）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は令和4年12月27日（火）午後5時までにを行うものとする。
- なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。
- 資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。
- エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。
- なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。
- (5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県まちづくり部総務課あて申請し、開札時までに取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 問合せ先
上記4(2)と同じ。
- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県まちづくり部総務課にて落札決定日の翌日までに公表する。
また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）にて公表する。

10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Construction and other works of the main building and other structures of Hyogo Prefectural Mukogawa School for Students with Special Needs

- (a) Construction of the main building
Reinforced concrete structure
5 floors above the ground with a 1-story rooftop structure
Total floor area: 12,565.36 m²
- (b) Construction of the outdoor storage building
Steel structure
Single floor
Total floor area: 26.23 m²
- (c) Appurtenant outdoor works
Pavement, rainwater drainage, and other works
- (d) Demolition and removal of the School Building A and other 13 buildings
- (2) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 November 14, 2022
- (3) Deadline for tender:
12:00 December 19, 2022
- (4) Contact:
General Affairs Division, Housing & Urban Development Department,
Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
Tel (078)341-7711 extension 4340 or 4338



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 養父複合商業施設
所在地 養父市上箇字下河原66番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	馬場高一
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ア 変更前
(仮称) 養父複合商業施設
 - イ 変更後
養父複合商業施設
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番地15	水野秀晴
外未定1者		
 - イ 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15	松本忠久

株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 矢野靖二

- 4 変更年月日
令和3年5月18日 ほか
- 5 届出年月日
令和4年8月1日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和4年11月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和5年3月1日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 洲本複合商業施設
所在地 洲本市大野字平成1847番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練塀町3番地	馬場高一
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ア 変更前
(仮称) 洲本複合商業施設
 - イ 変更後
洲本複合商業施設
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	舟橋浩司
外未定1者		
イ 変更後		
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	町野雅俊
株式会社ユニクロ	山口市佐山10717番地1	柳井正
- 4 変更年月日
令和3年5月20日 ほか
- 5 届出年月日

令和4年8月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年11月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年3月1日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年11月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加東市社字広野 354 番の一部、355 番の一部、360 番、361 番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加東市下久米1044番地

ヨリフジ建設株式会社 代表取締役 依藤佳一

3 許可年月日及び許可番号

令和4年3月30日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-30-2号（2加東）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂則本

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第1号様式備考2の次に次のように加える。

- 3 投票用紙は、事情の許す限り、知事選挙においては「㊟」、県議会議員選挙においては「㊿」、それぞれの選挙名を強調した表記とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



兵庫県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成29年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂則本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

幸田勝治後援会

報告年月日 04.01.05

1 収入総額	0
2 支出総額	0

佐野剛志後援会

報告年月日 04.02.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成30年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

（単位 円）

濱口仁士後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

濱 口 仁 士

資金管理団体の届出に係る公職の種類

西宮市議会議員

報告年月日 04.02.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

幸田勝治後援会

報告年月日 04.01.05

1 収入総額	0
2 支出総額	0

佐野剛志後援会

報告年月日 04.02.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された令和元年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。））

（単位 円）

遙山会

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号
公職の候補者の氏名	池 畑 浩太郎
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	03.31～12.31
資金管理団体の届出をした者の氏名	池 畑 浩太郎
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日 04.03.11	
1 収入総額	61,391
前年繰越額	61,391
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

（単位 円）

濱口仁士後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	濱 口 仁 士
資金管理団体の届出に係る公職の種類	西宮市議会議員
報告年月日 04.02.28	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

猪名川ふれあい21の会

報告年月日 03.04.02	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

幸田勝治後援会

報告年月日 04.01.05	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

佐野剛志後援会

報告年月日 04.02.01	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

田中まみ後援会

報告年月日 03.04.09	
1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された令和2年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

自由民主党八鹿町支部

報告年月日 04.03.31

1 収入総額	246,055
前年繰越額	48,455
本年收入額	197,600
2 支出総額	190,000
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	197,600
自由民主党兵庫県第五選挙区支部	95,000
自由民主党兵庫県支部連合会	102,600
4 支出の内訳	
政治活動費	190,000
組織活動費	120,000
その他の経費	70,000

日本維新の会衆議院兵庫県第4選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

赤 木 正 幸

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

10.25～12.31

報告年月日 03.12.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。））

（単位 円）

遙山会

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号及び第2号

公職の候補者の氏名

池 畑 浩太郎

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

資金管理団体の届出をした者の氏名

池 畑 浩太郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 04.03.11

1 収入総額	2,061,391
前年繰越額	61,391
本年收入額	2,000,000
2 支出総額	627,030
3 本年收入の内訳	
寄附	2,000,000
政治団体分	2,000,000
4 支出の内訳	
政治活動費	627,030
機関紙誌の発行その他の事業費	627,030
宣伝事業費	627,030

5 寄附の内訳

〔政治団体分〕

国民改革協議会

2,000,000 東京都千代田区

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

（単位 円）

うらがみ忠文ネットワーク

資金管理団体の届出をした者の氏名

浦上 忠文

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 04.03.24

1 収入総額

0

2 支出総額

0

かんなん芳治後援会「令和の会」

資金管理団体の届出をした者の氏名

河南 芳治

資金管理団体の届出に係る公職の種類

丹波篠山市議会議員

報告年月日 04.03.14

1 収入総額

117,544

前年繰越額

47,544

本年收入額

70,000

2 支出総額

106,717

3 本年收入の内訳

寄附

70,000

個人分

70,000

4 支出の内訳

政治活動費

106,717

機関紙誌の発行その他の事業費

106,717

宣伝事業費

106,057

その他の事業費

660

5 寄附の内訳

〔個人分〕

河南 芳治

70,000 丹波篠山市

濱口仁士後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

濱口 仁士

資金管理団体の届出に係る公職の種類

西宮市議会議員

報告年月日 04.02.28

1 収入総額

0

2 支出総額

0

筆保祥一と語る会

資金管理団体の届出をした者の氏名

筆保 祥一

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 04.03.30

1 収入総額

0

2 支出総額

0

横田英樹後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 横田 英 樹
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 高砂市議会議員
 報告年月日 04.03.30

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

秋田修一後援会

報告年月日 04.03.18

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

井口はじめ後援会

報告年月日 04.05.20

1 収入総額 240,762
 本年収入額 240,762
 2 支出総額 240,762
 3 本年収入の内訳
 寄附 240,762
 個人分 240,762
 4 支出の内訳
 政治活動費 240,762
 機関紙誌の発行その他の事業費 240,762
 宣伝事業費 240,762
 5 寄附の内訳
 〔個人分〕
 井 口 元 240,762 丹波市

猪名川ふれあい21の会

報告年月日 03.04.02

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

イノベーション兵庫

報告年月日 04.03.31

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

幸田勝治後援会

報告年月日 04.01.05

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

小松茂後援会

報告年月日 04.03.22

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

佐野剛志後援会

報告年月日 04.02.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

赤藤たくや後援会事務所

報告年月日 04.03.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

首藤よしたか後援会

報告年月日 04.03.29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

白バラを支える会

報告年月日 04.02.16

1 収入総額	0
2 支出総額	0

伸和会

報告年月日 04.03.31

1 収入総額	2,556
前年繰越額	2,556
2 支出総額	0

政治結社龍建義塾

報告年月日 04.05.16

1 収入総額	0
2 支出総額	0

たけした正彦後援会

報告年月日 04.04.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田中まさたけサポート倶楽部

報告年月日 04.01.26

1 収入総額	546,760
前年繰越額	26,760
本年收入額	520,000
2 支出総額	527,532
3 本年收入の内訳	
寄附	520,000
個人分	510,000
政治団体分	10,000
4 支出の内訳	

経常経費		461,112
人件費		45,900
光熱水費		51,807
備品・消耗品費		6,406
事務所費		356,999
政治活動費		66,420
組織活動費		61,000
調査研究費		5,420

5 寄附の内訳

〔個人分〕

田中正剛 220,000 西宮市

年間5万円以下のもの 290,000

〔政治団体分〕

年間5万円以下のもの 10,000

田中正剛を支える会

報告年月日 04.01.26

1 収入総額		664,330
前年繰越額		100,330
本年收入額		564,000

2 支出総額		255,172
--------	--	---------

3 本年收入の内訳

個人の党費・会費(32人) 212,000

寄附 200,000

 個人分 200,000

機関紙誌の発行その他の事業による収入 152,000

 新年懇親会 152,000

4 支出の内訳

経常経費 94,994

 備品・消耗品費 34,724

 事務所費 60,270

政治活動費 160,178

 組織活動費 160,178

5 寄附の内訳

〔個人分〕

山下忠康 200,000 西宮市

田中まみ後援会

報告年月日 03.04.09

1 収入総額		0
--------	--	---

2 支出総額		0
--------	--	---

長田謙一後援会

報告年月日 04.03.22

1 収入総額		0
--------	--	---

2 支出総額		0
--------	--	---

中山ゆうすけと兵庫県政を考える会

報告年月日 04.01.25

1 収入総額		2,261,623
前年繰越額		261,623
本年収入額		2,000,000
2 支出総額		0
3 本年収入の内訳		
寄附		2,000,000
個人分		2,000,000
4 寄附の内訳		
〔個人分〕		
中山 祐 輔	1,500,000	伊丹市
神林 数 子	500,000	同 市

西川昭後援会

報告年月日 04.03.18

1 収入総額		0
2 支出総額		0

西ふじあき子後援会

報告年月日 04.03.31

1 収入総額		45,000
前年繰越額		10,000
本年収入額		35,000
2 支出総額		0
3 本年収入の内訳		
寄附		35,000
個人分		35,000
4 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	35,000	

練木恵子後援会

報告年月日 04.03.16

1 収入総額		0
2 支出総額		0

兵庫再生の会

報告年月日 04.03.30

1 収入総額		0
2 支出総額		0

ひょう敏雄後援会

報告年月日 04.04.21

1 収入総額		0
2 支出総額		0

ひろかが一志後援会

報告年月日 04.03.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

横田英樹と高砂を考える会

報告年月日 04.03.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により政治団体から解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和4年11月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

（単位 円）

令和3年解散分

岡崎義樹後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

岡 崎 義 樹

資金管理団体の届出に係る公職の種類

西脇市議会議員

報告年月日 04.01.05（03.12.31 解散）

1 収入総額	0
2 支出総額	0

榎橋美恵子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

榎 橋 美恵子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

宍粟市議会議員

報告年月日 04.01.31（03.05.12 解散）

1 収入総額	0
2 支出総額	0

新生兵庫と協働する会

資金管理団体の届出をした者の氏名

井 戸 敏 三

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県知事

報告年月日 04.01.24（03.12.31 解散）

1 収入総額	17,346,472
前年繰越額	15,332,840
本年收入額	2,013,632
2 支出総額	17,346,472
3 本年收入の内訳	
寄附	2,013,500
個人分	1,013,500
政治団体分	1,000,000
その他の収入	132
一件10万円未満のもの	132
4 支出の内訳	
経常経費	3,049,679

人件費			2,897,169
事務所費			152,510
政治活動費			14,296,793
組織活動費			1,358,003
寄附・交付金			12,938,790
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
大塚敬子	1,000,000	神戸市東灘区	
年間5万円以下のもの	13,500		
〔政治団体分〕			
福井を元気に・新しい福井をつくる会	1,000,000	福井県丹生郡越前町	
杉山公克後援会			
資金管理団体の届出をした者の氏名		杉山公克	
資金管理団体の届出に係る公職の種類		尼崎市議会議員	
報告年月日 04.01.28 (03.06.30 解散)			
1 収入総額			0
2 支出総額			0
竹重栄二後援会			
資金管理団体の届出をした者の氏名		竹重栄二	
資金管理団体の届出に係る公職の種類		神戸市議会議員	
報告年月日 04.02.02 (03.12.31 解散)			
1 収入総額			0
2 支出総額			0
地域政党たからづか 宝塚党			
資金管理団体の届出をした者の氏名		岡野多穂	
資金管理団体の届出に係る公職の種類		兵庫県議会議員	
報告年月日 04.01.25 (03.12.31 解散)			
1 収入総額			0
2 支出総額			0
中央政策研究会			
資金管理団体の届出をした者の氏名		米田孝明	
資金管理団体の届出に係る公職の種類		川西市長	
報告年月日 04.01.04 (03.12.31 解散)			
1 収入総額			0
2 支出総額			0
安田雄策後援会			
資金管理団体の届出をした者の氏名		安田雄策	
資金管理団体の届出に係る公職の種類		尼崎市議会議員	
報告年月日 04.01.12 (03.07.01 解散)			
1 収入総額			0
2 支出総額			0
収支報告書の要旨 (その他の政治団体)			
			(単位 円)
令和3年解散分			

足田仁司後援会

報告年月日 04.01.13 (03.12.31 解散)

1 収入総額	21,477
前年繰越額	157
本年収入額	21,320
2 支出総額	21,477
3 本年収入の内訳	
その他の収入	21,320
一件10万円未満のもの	21,320
4 支出の内訳	
政治活動費	21,477
その他の経費	21,477

東豊俊後援会

報告年月日 04.01.19 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

新しい養父をつくる市民の会

報告年月日 04.01.17 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

尼崎と鹿児島を繋ぐ会

報告年月日 04.01.18 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

猪名川ふれあい21の会

報告年月日 03.07.09 (03.03.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

岩崎よしき後援会

報告年月日 04.03.11 (03.12.31 解散)

1 収入総額	3,202
前年繰越額	3,202
2 支出総額	0

岡野多穂後援会

報告年月日 04.01.25 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

おくむら忠俊後援会

報告年月日 04.01.12 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

かがくい茂後援会

報告年月日 04.01.24 (03.12.31 解散)

1 収入総額	23,378
前年繰越額	23,378
2 支出総額	0

輝く加東をつくる会 (安田正義後援会)

報告年月日 04.01.12 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

活力を取り戻そう一期一会の会

報告年月日 04.03.18 (03.12.31 解散)

1 収入総額	158,000
本年收入額	158,000
2 支出総額	158,000
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (1人)	158,000
4 支出の内訳	
政治活動費	158,000
機関紙誌の発行その他の事業費	158,000
宣伝事業費	158,000

金田峰生後援会

報告年月日 04.01.24 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

釜谷研造後援会

報告年月日 04.01.31 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

関西不動産流通促進連盟

報告年月日 04.03.23 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

久保高章後援会

報告年月日 04.01.24 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

元気な養父市をつくる会

報告年月日 04.01.17 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

近藤ふみひろ後援会

報告年月日 04.02.14 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

実友勉後援会

報告年月日 04.01.19 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

さんだ創世の会

報告年月日 04.01.04 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

汐江史朗後援会

報告年月日 04.01.20 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

新生兵庫をつくる会宝塚支部

報告年月日 04.01.07 (03.12.31 解散)

1 収入総額	595,020
前年繰越額	595,015
本年收入額	5
2 支出総額	595,020
3 本年收入の内訳	
その他の収入	5
一件10万円未満のもの	5
4 支出の内訳	
政治活動費	595,020
寄附・交付金	595,020

田中まみ後援会

報告年月日 03.04.09 (03.04.09 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

中川正則後援会

報告年月日 04.01.12 (03.11.30 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西川正一とともに加西市を考える会

報告年月日 04.03.30 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

呑野和也後援会

報告年月日 04.01.18 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

土生田仁志後援会

報告年月日 04.01.05 (03.11.01 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

ひろせ栄後援会

報告年月日 04.01.17 (03.12.31 解散)

1 収入総額	6,974
前年繰越額	6,974
2 支出総額	0

福田長治後援会

報告年月日 04.03.29 (03.12.31 解散)

1 収入総額	234,402
前年繰越額	234,402
2 支出総額	0

松下信一郎後援会

報告年月日 04.03.08 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

山口つよしと共に元気な西播磨をつくる会

報告年月日 04.01.21 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

吉田ともよ後援会

報告年月日 04.01.27 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

米田孝明後援会

報告年月日 04.01.04 (03.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第67号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙に係る各候補者の出納責任者から、選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和4年11月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

54,182,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西村しのぶ	所属党派	参政党	期間	令和4年2月4日から 7月19日まで	第1回分
出納責任者氏名	細谷真人					

収 入			支 出		
主たる寄附		5,820,696円	人 件 費		15,000円
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費		1,199,428円
川崎喜孝	会社役員	12,000円	選挙事務所費		617,918円
小西彦治	伊丹市議会議員	165,000円	集会会場費		581,510円
参政党本部		2,520,474円	通 信 費		17,826円
参政党兵庫県支部		3,123,222円	交 通 費		0円
その他の寄附		0円	印 刷 費		2,906,794円
その他の収入		0円	広 告 費		1,552,038円
今 回 計		5,820,696円	文 具 費		4,803円
総 計		5,820,696円	食 糧 費		0円
			休 泊 費		30,920円
			雑 費		93,887円
			今 回 計		5,820,696円
			総 計		5,820,696円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和4年7月22日	第1回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	西村しのぶ	所属党派	参政党	期間	令和4年7月20日から 7月26日まで	第2回分
出納責任者氏名	細谷真人					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	103,915円 (寄附額)	人 件 費		0円
参政党本部		88,000円	家 屋 費		0円
参政党兵庫県支 部		15,915円	選挙事務所費		0円
その他の寄附		0円	集会会場費		0円
その他の収入		0円	通 信 費		0円
今 回 計		103,915円	交 通 費		0円
前 回 計		5,820,696円	印 刷 費		0円
総 計		5,924,611円	広 告 費		88,000円
			文 具 費		0円
			食 糧 費		0円
			休 泊 費		0円
			雑 費		15,915円
			今 回 計		103,915円
			前 回 計		5,820,696円
			総 計		5,924,611円

報告書受理年月日	令和 4 年 8 月 1 日	第 2 回 報 告 分
----------	----------------	-------------



候補者氏名	片 山 大 介	所属党派	日本維新の会	期間 令和4年4月28日から 7月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	近 藤 純 子				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	10,310,531円 (寄附額)	人 件 費		2,096,900円
伊 藤 勝 之	会社経営	200,000円	家 屋 費		729,394円
津 田 義 和	会社経営	20,000円	選挙事務所費		711,894円
柚 木 茂 夫	団体役員	30,000円	集会会場費		17,500円
長谷川 雅 昭	自営業	30,000円	通 信 費		25,200円
山 添 茂	会社経営	30,531円	交 通 費		56,920円
日本維新の会		5,000,000円	印 刷 費		3,751,050円
片山大介事務所		5,000,000円	広 告 費		7,498,523円
その他の寄附	1件	10,000円	文 具 費		11,496円
その他の収入		33,290円	食 糧 費		113,874円
今 回 計		10,353,821円	休 泊 費		240,569円
総 計		10,353,821円	雑 費		2,681,651円
			今 回 計		17,205,577円
			総 計		17,205,577円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	451,250円
	ビラの作成	1,438,950円
	ポスターの作成	1,838,850円

	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	485,100円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,000円
	政見放送のための録画等	3,133,000円
	計	7,759,554円

報告書受理年月日	令和4年7月25日 第1回報告分
----------	------------------



候補者氏名	片山大介	所属党派	日本維新の会	期間 令和4年7月26日から 7月28日まで 第2回分
出納責任者氏名	近藤純子			

収入		支出	
主たる寄附	0円	人件費	20,000円
その他の寄附	0円	家屋費	0円
その他の収入	0円	選挙事務所費	0円
今回計	0円	集合会場費	0円
前回計	10,353,821円	通信費	0円
総計	10,353,821円	交通費	473,616円
		印刷費	0円
		広告費	0円
		文具費	0円
		食糧費	1,915円
		休泊費	0円
		雑費	33,279円
		今回計	528,810円
		前回計	17,205,577円
		総計	17,734,387円

報告書受理年月日	令和4年8月2日 第2回報告分
----------	-----------------



候補者氏名	片山大介	所属党派	日本維新の会	期間 令和4年8月2日から 8月8日まで 第3回分
出納責任者氏名	近藤純子			

収入		支出	
主たる寄附	0円	人件費	0円
その他の寄附	0円	家屋費	0円
その他の収入	0円	選挙事務所費	0円
今回計	0円	集合会場費	0円

前回計	10,353,821円	通信費	0円
総計	10,353,821円	交通費	900円
		印刷費	0円
		広告費	0円
		文具費	0円
		食糧費	31,548円
		休泊費	0円
		雑費	50,760円
		今回計	83,208円
		前回計	17,734,387円
		総計	17,817,595円

報告書受理年月日	令和4年8月9日	第3回報告分
----------	----------	--------



候補者氏名	片山大介	所属党派	日本維新の会	期間 令和4年8月10日から 8月17日まで 第4回分
出納責任者氏名	近藤純子			

収入		支出	
主たる寄附	0円	人件費	0円
その他の寄附	0円	家屋費	0円
その他の収入	0円	選挙事務所費	0円
今回計	0円	集合会場費	0円
前回計	10,353,821円	通信費	64,874円
総計	10,353,821円	交通費	800円
		印刷費	0円
		広告費	0円
		文具費	0円
		食糧費	0円
		休泊費	0円
		雑費	1,354円
		今回計	67,028円
		前回計	17,817,595円
		総計	17,884,623円

報告書受理年月日	令和4年8月17日	第4回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	片山大介	所属党派	日本維新の会	期間 令和4年8月29日から 8月29日まで 第5回分
出納責任者氏名	近藤純子			

収入 | 支出

主たる寄附	0円	人件費	0円
その他の寄附	0円	家屋費	0円
その他の収入	0円	選挙事務所費	0円
今回計	0円	集合会場費	0円
前回計	10,353,821円	通信費	0円
総計	10,353,821円	交通費	14,173円
		印刷費	0円
		広告費	0円
		文具費	0円
		食糧費	0円
		休泊費	0円
		雑費	440円
		今回計	14,613円
		前回計	17,884,623円
		総計	17,899,236円

報告書受理年月日	令和4年9月6日	第5回報告分
----------	----------	--------



候補者氏名	木原 功仁哉	所属党派	無所属	期間	令和4年6月10日から 7月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	木原 功仁哉					

収入		支出	
主たる寄附	0円	人件費	537,313円
その他の寄附	0円	家屋費	200,000円
その他の収入	2,400,000円	選挙事務所費	200,000円
今回計	2,400,000円	集合会場費	0円
総計	2,400,000円	通信費	11,720円
		交通費	2,780円
		印刷費	931,499円
		広告費	543,358円
		文具費	122円
		食糧費	0円
		休泊費	79,300円
		雑費	20,065円
		今回計	2,326,157円
		総計	2,326,157円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円

	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和4年7月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	稲垣秀哉	所属党派	新党くにもり	期間	令和4年4月18日から 7月18日まで	第1回分
出納責任者氏名	山木良一					

収 入			支 出		
主たる寄附		3,540,000円	人 件 費		630,000円
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費		686,702円
高橋松男	無職	20,000円	選挙事務所費		686,702円
水谷浩三	自営業	30,000円	集合会場費		0円
松井正彦	僧侶	80,000円	通 信 費		0円
稲垣美希	自営業	100,000円	交 通 費		38,876円
桑原利央	無職	20,000円	印 刷 費		2,021,494円
吉田裕彦	無職	20,000円	広 告 費		34,632円
高矢博夫	無職	30,000円	文 具 費		12,054円
兵東直子	無職	20,000円	食 糧 費		15,838円
瀧 真由美	自営業	70,000円	休 泊 費		79,140円
舘林政子	パート	50,000円	雑 費		45,789円
上谷 純	無職	100,000円	今 回 計		3,564,525円
新党くにもり		3,000,000円	総 計		3,564,525円
その他の寄附	10件	63,000円			
その他の収入		400,000円			
今 回 計		4,003,000円			
総 計		4,003,000円			

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和4年7月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	速水 肇	所属党派	N H K 党	期間	令和4年6月22日から 6月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	速水 肇					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	543,184円 (寄附額)	人 件 費		0円
NHK党		543,184円	家 屋 費		0円
その他の寄附		0円	選挙事務所費		0円
その他の収入		0円	集会会場費		0円
今 回 計		543,184円	通 信 費		0円
総 計		543,184円	交 通 費		0円
			印 刷 費		543,184円
			広 告 費		2,992,888円
			文 具 費		0円
			食 糧 費		0円
			休 泊 費		0円
			雑 費		0円
			今 回 計		3,536,072円
			総 計		3,536,072円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	2,992,888円
	計	2,992,888円

報告書受理年月日	令和4年7月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	伊藤 孝江	所属党派	公 明 党	期間	令和4年3月14日から 7月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	松本 修					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	15,735,083円 (寄附額)	人 件 費 765,000円
公明党兵庫県本 部		15,735,083円	家 屋 費 8,092,747円
その他の寄附		0円	選挙事務所費 6,089,646円
その他の収入		3,832,000円	集合会場費 2,003,101円
今 回 計		19,567,083円	通 信 費 14,154円
総 計		19,567,083円	交 通 費 479,680円
			印 刷 費 5,306,757円
			広 告 費 7,774,610円
			文 具 費 5,289円
			食 糧 費 482,985円
			休 泊 費 0円
			雑 費 2,440,380円
			今 回 計 25,361,602円
			総 計 25,361,602円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	467,500円
	ビラの作成	559,680円
	ポスターの作成	1,476,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	148,500円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	99,000円
	政見放送のための録画等	2,874,000円
	計	5,794,519円

報告書受理年月日	令和4年7月25日 第1回報告分
----------	------------------



候補者氏名	伊藤孝江	所属党派	公明党	期間	令和4年5月28日から 8月9日まで	第2回分
出納責任者氏名	松本修					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	489,542円 (寄附額)	人 件 費 0円
公明党兵庫県本 部		489,542円	家 屋 費 365,740円
その他の寄附		0円	選挙事務所費 0円
その他の収入		0円	集合会場費 365,740円
今 回 計		489,542円	通 信 費 0円
前 回 計		19,567,083円	交 通 費 0円
			印 刷 費 0円
			広 告 費 0円

総計	20,056,625円	文具費	0円
		食糧費	0円
		休泊費	0円
		雑費	123,802円
		今回計	489,542円
		前回計	25,361,602円
		総計	25,851,144円

報告書受理年月日	令和4年8月15日	第2回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	里村英一	所属党派	幸福実現党	期間	令和4年3月29日から 7月13日まで	第1回分
出納責任者氏名	里村英一					

収入			支出		
主たる寄附		8,286,400円	人件費		0円
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		499,150円
谷口勝美	会社役員	500,000円	選挙事務所費		481,730円
田中道彦	コンサルティング業	1,000,000円	集合会場費		17,420円
仁井田龍子	会社役員	1,000,000円	通信費		2,180円
桑名一明	自営業	1,500,000円	交通費		49,160円
小山真史	車修理業	1,000,000円	印刷費		1,779,800円
伊藤裕司	会社役員	500,000円	広告費		2,554,689円
廣濱泰久	会社役員	1,000,000円	文具費		0円
幸福実現党兵庫 県本部		1,786,400円	食糧費		0円
その他の寄附	6件	17,420円	休泊費		80,645円
その他の収入		0円	雑費		19,840円
今回計		8,303,820円	今回計		4,985,464円
総計		8,303,820円	総計		4,985,464円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和4年7月19日	第1回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	里村英一	所属党派	幸福実現党	期間	令和4年7月20日から 7月20日まで	第2回分
出納責任者氏名	里村英一					

収入			支出		
主たる寄附		0円	人件費		0円
その他の寄附	1件	2,000円	家屋費		2,000円
その他の収入		0円	選挙事務所費		0円
今回計		2,000円	集会会場費		2,000円
前回計		8,303,820円	通信費		0円
総計		8,305,820円	交通費		0円
			印刷費		0円
			広告費		0円
			文具費		0円
			食糧費		0円
			休泊費		0円
			雑費		0円
			今回計		2,000円
			前回計		4,985,464円
			総計		4,987,464円

報告書受理年月日	令和4年7月21日	第2回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	里村英一	所属党派	幸福実現党	期間	令和4年7月27日から 7月30日まで	第3回分
出納責任者氏名	里村英一					

収入			支出		
主たる寄附		0円	人件費		0円
その他の寄附		0円	家屋費		0円
その他の収入		0円	選挙事務所費		0円
今回計		0円	集会会場費		0円
前回計		8,305,820円	通信費		20,130円
総計		8,305,820円	交通費		0円
			印刷費		0円
			広告費		0円
			文具費		0円
			食糧費		0円
			休泊費		0円
			雑費		11,573円

今回計	31,703円
前回計	4,987,464円
総計	5,019,167円

報告書受理年月日	令和4年8月2日	第3回報告分
----------	----------	--------



候補者氏名	黒田 稔	所属党派	維新政党・新風	期間	令和4年5月20日から 7月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	本山 加代子					

取 入			支 出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	54,000円 (寄附額)	人件費		0円
維新政党・新風		54,000円	家屋費		0円
その他の寄附		0円	選挙事務所費		0円
その他の収入		3,000,000円	集会会場費		0円
今回計		3,054,000円	通信費		0円
総計		3,054,000円	交通費		0円
			印刷費		54,000円
			広告費		0円
			文具費		0円
			食糧費		0円
			休泊費		0円
			雑費		0円
			今回計		54,000円
			総計		54,000円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和4年7月21日	第1回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	末松信介	所属党派	自由民主党	期間	令和4年5月9日から 7月25日まで	第1回分
出納責任者氏名	中西誠					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	11,695,620円 (寄附額)	人件費		4,410,500円
自由民主党参議 院選挙区第一支 部		11,695,620円	家屋費		3,072,200円
その他の寄附		0円	選挙事務所費		2,857,100円
その他の収入		0円	集合会場費		215,100円
今回計		11,695,620円	通信費		34,584円
総計		11,695,620円	交通費		730,950円
			印刷費		3,205,750円
			広告費		5,412,955円
			文具費		19,974円
			食糧費		436,694円
			休泊費		91,400円
			雑費		93,801円
			今回計		17,508,808円
			総計		17,508,808円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	456,250円
	ビラの作成	1,457,500円
	ポスターの作成	1,292,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	122,862円
	政見放送のための録画等	3,241,000円
	計	6,953,855円

報告書受理年月日	令和4年7月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	末松信介	所属党派	自由民主党	期間	令和4年7月28日から 8月4日まで	第2回分
出納責任者氏名	中西誠					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	3,863,839円 (寄附額)	人件費		334,000円
自由民主党参議 院選挙区第一支 部		3,863,839円	家屋費		1,493,812円
			選挙事務所費		1,179,240円
			集合会場費		314,572円
			通信費		0円

その他の寄附	0円	交通費	0円
その他の収入	0円	印刷費	107,453円
今回計	3,863,839円	広告費	2,221,967円
前回計	11,695,620円	文具費	0円
総計	15,559,459円	食糧費	0円
		宿泊費	0円
		雑費	3,300円
		今回計	4,160,532円
		前回計	17,508,808円
		総計	21,669,340円

報告書受理年月日	令和4年8月4日	第2回報告分
----------	----------	--------



候補者氏名	末松信介	所属党派	自由民主党	期間	令和4年8月23日から 8月26日まで	第3回分
出納責任者氏名	中西誠					

収入		支出	
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	2,368,909円 (寄附額)	人件費 1,220,000円
自由民主党参議 院選挙区第一支 部		2,368,909円	家屋費 160,930円
その他の寄附		0円	選挙事務所費 160,930円
その他の収入		0円	集合会場費 0円
今回計		2,368,909円	通信費 26,400円
前回計		15,559,459円	交通費 304,690円
総計		17,928,368円	印刷費 0円
			広告費 826,095円
			文具費 0円
			食糧費 0円
			宿泊費 0円
			雑費 561,294円
			今回計 3,099,409円
			前回計 21,669,340円
			総計 24,768,749円

報告書受理年月日	令和4年8月30日	第3回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	末松信介	所属党派	自由民主党	期間	令和4年9月26日から 9月26日まで	第4回分
出納責任者氏名	中西誠					

収入		支出	
主たる寄附	50,000円	人件費	0円

(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0円
自由民主党参議院選挙区第一支部		50,000円	選挙事務所費	0円
その他の寄附		0円	集会会場費	0円
その他の収入		0円	通信費	147,825円
今回計		50,000円	交通費	0円
前回計		17,928,368円	印刷費	0円
総計		17,978,368円	広告費	0円
			文具費	0円
			食糧費	0円
			休泊費	0円
			雑費	0円
			今回計	147,825円
			前回計	24,768,749円
			総計	24,916,574円

報告書受理年月日	令和4年10月4日	第4回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	山崎藍子	所属党派	NHK党	期間 令和4年6月22日から 7月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	関口葉子			

収入			支出	
主たる寄附		543,184円	人件費	0円
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	104円
NHK党		543,184円	選挙事務所費	0円
その他の寄附		0円	集会会場費	104円
その他の収入		804円	通信費	0円
今回計		543,988円	交通費	700円
総計		543,988円	印刷費	543,184円
			広告費	2,992,888円
			文具費	0円
			食糧費	0円
			休泊費	0円
			雑費	0円
			今回計	3,536,876円
			総計	3,536,876円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円

選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
政見放送のための録画等	2,992,888円
計	2,992,888円

報告書受理年月日	令和4年7月19日 第1回報告分
----------	------------------



候補者氏名	鈴木佐和子	所属党派	立憲民主党	期間 令和4年5月1日から 7月21日まで 第1回分
出納責任者氏名	永江一之			

収 入			支 出		
主たる寄附		8,050,000円	人 件 費		1,342,000円
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費		2,898,624円
谷口純子	医師	100,000円	選挙事務所費		2,898,624円
中村美智子	司会業	70,000円	集合会場費		0円
堀渕洋子	無職	50,000円	通 信 費		302,104円
森保	無職	50,000円	交 通 費		97,180円
立憲民主党		5,000,000円	印 刷 費		4,231,799円
立憲民主党兵庫		2,700,000円	広 告 費		6,183,407円
県参議院選挙区			文 具 費		40,644円
第1総支部			食 糧 費		93,485円
相崎佐和子とあ		40,000円	休 泊 費		35,670円
ゆむ会			雑 費		58,530円
立憲民主党参議		40,000円	今 回 計		15,283,443円
院比例区第5総			総 計		15,283,443円
支部					
その他の寄附	7件	63,000円			
その他の収入		0円			
今 回 計		8,113,000円			
総 計		8,113,000円			

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	467,500円
	ビラの作成	1,502,550円
	ポスターの作成	1,918,944円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	504,900円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	213,400円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	203,500円
	政見放送のための録画等	3,207,000円

	計	8,017,794円
--	---	------------

報告書受理年月日	令和4年7月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	鈴木 佐和子	所属党派	立憲民主党	期間	令和4年7月27日から 7月27日まで	第2回分
出納責任者氏名	永 江 一 之					

<p>収 入</p> <p>主たる寄附</p> <p>その他の寄附</p> <p>その他の収入</p> <p style="padding-left: 20px;">今 回 計</p> <p style="padding-left: 20px;">前 回 計</p> <p style="padding-left: 20px;">総 計</p>		<p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>8,113,000円</p> <p>8,113,000円</p>		<p>支 出</p> <p>人 件 費</p> <p>家 屋 費</p> <p>選挙事務所費</p> <p>集会会場費</p> <p>通 信 費</p> <p>交 通 費</p> <p>印 刷 費</p> <p>広 告 費</p> <p>文 具 費</p> <p>食 糧 費</p> <p>休 泊 費</p> <p>雑 費</p> <p style="padding-left: 20px;">今 回 計</p> <p style="padding-left: 20px;">前 回 計</p> <p style="padding-left: 20px;">総 計</p>		<p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>7,890円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>8,113,000円</p> <p>15,283,443円</p> <p>15,291,333円</p>
--	--	---	--	--	--	---

報告書受理年月日	令和4年8月9日	第2回報告分
----------	----------	--------



候補者氏名	中 曾 千 鶴 子	所属党派	N H K 党	期間	令和4年6月22日から 6月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	中 曾 千 鶴 子					

<p>収 入</p> <p>主たる寄附</p> <p style="padding-left: 20px;">(氏名団体名)</p> <p style="padding-left: 20px;">NHK党</p> <p>その他の寄附</p> <p>その他の収入</p> <p style="padding-left: 20px;">今 回 計</p> <p style="padding-left: 20px;">総 計</p>		<p>554,184円</p> <p>(寄附額)</p> <p>554,184円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>554,184円</p> <p>554,184円</p>		<p>支 出</p> <p>人 件 費</p> <p>家 屋 費</p> <p>選挙事務所費</p> <p>集会会場費</p> <p>通 信 費</p> <p>交 通 費</p> <p>印 刷 費</p> <p>広 告 費</p> <p>文 具 費</p>		<p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>554,184円</p> <p>2,992,888円</p> <p>0円</p>
--	--	--	--	--	--	---

食糧費	0円
休泊費	0円
雑費	0円
今回計	3,547,072円
総計	3,547,072円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	2,992,888円
	計	2,992,888円

報告書受理年月日	令和4年7月25日 第1回報告分
----------	------------------



候補者氏名	小村 潤	所属党派	日本共産党	期間 令和4年5月30日から 7月19日まで 第1回分
出納責任者氏名	平野千歳			

収入			支出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	3,005,477円 (寄附額)	人件費		166,000円
日本共産党兵庫 県委員会		2,851,477円	家屋費		551,790円
日本共産党西播 地区委員会		94,000円	選挙事務所費		414,000円
日本共産党阪神 北地区委員会		60,000円	集合会場費		137,790円
その他の寄附	8件	16,000円	通信費		0円
その他の収入		0円	交通費		9,000円
今回計		3,021,477円	印刷費		3,349,244円
総計		3,021,477円	広告費		4,857,454円
			文具費		0円
			食糧費		0円
			休泊費		22,130円
			雑費		20,895円
			今回計		8,976,513円
			総計		8,976,513円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	347,500円
	ビラの作成	1,025,550円
	ポスターの作成	1,017,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	339,678円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	66,400円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	81,908円
	政見放送のための録画等	3,077,000円
	計	5,955,036円

報告書受理年月日	令和4年7月25日 第1回報告分
----------	------------------

正 誤

○令和4年7月19日付け（兵庫県公報第329号）
兵庫県告示第887号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	下から22	第3号第1項の規定により、	第3条第1項の規定により、
8	表中3行目	番9の2、520番10	番9の2、520番10の一部
8	表中5行目	97番から100番まで、103番	97番から100番まで、103番の一部



○令和4年7月19日付け（兵庫県公報第329号）
兵庫県告示第888号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	下から6	第3号第1項の規定により、	第3条第1項の規定により、